

令和8年度岡山県賃貸型応急住宅訓練実施等業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度岡山県賃貸型応急住宅訓練実施等業務

2 委託業務の目的

賃貸型応急住宅の供給に関する訓練を通じて、災害発生時に対処すべき事項や役割分担について、関係機関（県、市町村、協定団体等の関係者をいう。以下同じ。）同士の強固な連結を推進し、災害時の賃貸型応急住宅の供給体制を強化することを目的とする。

3 契約主体

岡山県知事

4 契約期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

5 業務内容

災害救助法に基づく賃貸型応急住宅の供与に関する業務について、本県が備える各々のマニュアルや実施要綱等（以下、「既存マニュアル」という。）を使用した訓練を実施する。訓練を通じて業務上の課題を抽出し、既存マニュアルの改訂及び不動産店向けマニュアルの作成を行う。各業務において必要な事項は以下のとおりである。

(1) 訓練の実施

下記の内容に基づいた訓練を11月末までに委託者と連絡調整の上、行うこと。

(ア) 災害発生時の対応に着目したシナリオの作成

(イ) 訓練の種類

地震被害を想定したロールプレイング訓練を行う。なお、想定する地震は、岡山県危機管理課が作成・公表している「南海トラフ巨大地震・断層型地震の被害想定について（令和7年度）」において想定される地震とする。

URL：<https://www.pref.okayama.jp/page/1019383.html>

供給方式は自ら探す方式とする。詳細は、国の賃貸型応急住宅の供与に係る事前準備及び訓練実施のための手引きによる。

訓練内容：「入居の募集開始から入居決定までのフェーズ」を想定した申込み
・審査に係る訓練

(ウ) 参加機関（参加者）及び訓練の回数

訓練の実施回数は1回とし、参加者は次のとおりとする。参加者の選定及び出席依頼等については、委託者と連絡調整の上、行うこと。また、訓練参加市町村以外が訓練を視聴できる環境をつくること。

訓練参加機関：県、3市町村以上、協定3団体、不動産店3店以上

※原則として、不動産店は訓練に参加する市町村から1店以上とする。

(エ) 訓練の準備

- ・シナリオや参考資料、投影資料など、訓練で使用する資料の作成、準備
- ・当日スケジュール、会場レイアウト図、アンケート等、訓練に付随する資料の作成、準備
- ・ウェブカメラや文房具等、訓練で使用する物品の準備

(オ) 当日の運営

訓練中は進行役（ファシリテーター）を主として担うこと。

(カ) 訓練実施後

訓練の概要や出席者、アンケート結果等を取りまとめ、訓練結果報告書を作成すること。

(2) 既存マニュアルの改訂案等の作成

訓練（※）によって明らかとなった課題を既存マニュアルへ反映させた改訂案を作成する。必要な業務は以下のとおりである。（※）本項で含む「訓練」とは、岡山県住宅課が実施する「発災後から賃貸型応急住宅への入居の募集開始までのフェーズ」を想定した情報連絡に係る訓練を含むものとする。

【共通事項】

(ア) 課題の抽出

訓練において明らかとなった課題を確認する。

(イ) 調査、情報収集

必要に応じ、関係機関への照会やヒアリング、事例調査、文献調査、専門家への意見聴取等を行い、マニュアル改訂に必要な情報を収集する。内容については委託者と適宜調整すること。

【個別事項】

A. 賃貸型応急住宅の提供に関する業務マニュアルの改訂等

県住宅課作成の「借上型仮設住宅業務ハンドブック」及び「岡山県住宅課災害応急対応マニュアル（※賃貸型応急住宅関係部分のみ）」について、最新の制度や賃貸型応急住宅の供与に係る訓練結果等から課題を抽出し、委託者と協議の上、災害時により実効性の高いマニュアルになるよう改訂するもの。

訓練前までに改訂案の途中経過を報告するとともに、次の時期に最終稿の提出を求める。

最終稿提出：3月（訓練結果の反映、一連の契約事務で用いる統一 Excel 等の電子データの作成など）

なお、発災時に被災地だけでは賃貸型応急住宅が不足する事態を想定し、近隣の賃貸型応急住宅へ入居できるまでの手順をまとめ、マニュアルへ記載すること。

B. 不動産店向けマニュアルの作成

大規模災害発生時の住宅対策のひとつである賃貸型応急住宅の供給を円滑に行うため、供給にあたり重要な役割を担っていただく不動産店向けに、制度概要や手続きをまとめたマニュアルを委託者と協議の上、作成するもの。作成にあたっては、神奈川県賃貸型応急住宅不動産店向けマニュアル(A4 冊子版)を参考とすること。

次の時期までに改訂案の途中経過及び最終稿の提出を求める。

中間報告(10月)

最終稿提出(3月)を求める。

6 成果品について

成果品は以下ものとする。

1. 委託業務報告書（電子データ）
2. 各訓練で使用した災害被害・対処事項ごとのシナリオ・資料等一式（電子データ）
3. 訓練実施報告書（電子データ）
4. 賃貸型応急住宅の供与マニュアル等（電子データ）
 - ① 業務マニュアル
 - ② 賃貸型応急住宅に関する様式等一式
 - ③ 不動産店向けマニュアル

7 支払

業務に係る対価の支払は、岡山県による検査後、契約書の定めに基づき行う。

8 その他注意事項

- (1) 企画提案した内容については、業務を進める中で、委託者と受託者で協議を行った上で、修正や変更を行う場合がある。
- (2) 受託者は、本訓練の目的を踏まえ、災害救助法等の関係法令並びに岡山県地域防災計画及び関係機関の策定する防災計画等を把握し、業務に反映すること。
- (3) 記録用に適宜写真や映像を撮影し、委託者に電子データで納品すること。また、撮影した写真や映像の権利は委託者に帰属するものとする。
- (4) 受託者は、専任の担当者を配置し、委託者と密接に連絡調整を行うとともに、

適宜、打合せを行うこと。打合せは対面と Web のどちらで行ってもよい。また、打合せの資料及び会議録を作成すること。なお、作成に係る費用は受託者が負担すること。

- (5) 訓練の会場費や備品等に係る費用が発生した場合は、受託者が負担すること。
- (6) 委託者の指示に従って事業の実施結果報告書を作成すること。

9 委託業務実施に当たっての留意点

- (1) 著作権の取扱い：受託者は、成果物の著作権を委託者に譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。
- (2) 第三者が権利を有する著作物：納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切を受託者の責任において処理するものとする。
- (3) 定めのない事項等：本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。